

第 46 回特定複合観光施設区域整備計画審査委員会

日時：令和 6 年 8 月 29 日（木）16:45～17:35

場所：中央合同庁舎 2 号館 12 階国際会議室（WEB 会議併用）

議題：事務局からの説明事項（実施状況評価について）

配布資料：資料 1 委員名簿
資料 2 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画
資料 3-1 説明資料
資料 3-2 説明資料
資料 3-3 説明資料
資料 3-4 説明資料

出席者：朝岡 大輔 明治大学商学部准教授（京都大学経営管理大学院客員准教授）
河島 信子 同志社大学経済学部教授
竹内 健蔵 東京女子大学現代教養学部教授（委員長）
樋口 進 国立病院機構久里浜医療センター名誉院長
矢ヶ崎 紀子 東京女子大学現代教養学部教授
山内 弘隆 武蔵野大学経営学部特任教授（一橋大学名誉教授）
平嶋 隆司 観光庁次長
阿部 雄介 観光庁参事官
大澄 佳緒里 観光庁参事官付企画官
桑田 光明 観光庁参事官付調整官

1. 開会

○観光庁 阿部参事官

定刻になりましたので、ただいまから第 46 回特定複合観光施設区域整備計画審査委員会を開催させていただきます。

ご出席の皆様方には大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。事務局の観光庁参事官をしております阿部と申します。竹内委員長に進行をお願いするまでの間、司会を務めさせていただきます。

開会に先立ちまして事務局から注意事項を申し上げます。

まず本日の審査委員会はウェブにて会議の様子を公開として開催しております。傍聴される方々におかれましては傍聴のみとさせていただきますので、発言等はできません。挙手機能やコメント機能も使用できません。また審査委員会中の録画・録音・撮影等は禁止とさせていただきますのでご了承ください。また報道関係者におかれましては会議冒頭のみカメラ頭撮りが可能となります。頭撮り後の傍聴はオンラインのみとなり、会場での引き続きの傍聴はできませんのであらかじめご了承ください。

なお会議中の資料につきましては、画面共有にて共有させていただくとともに、観光庁のホームページにも公表しておりますので、適宜こちらもご参照いただければと思います。詳しい場所につきましては、観光庁のトップページの中の新着情報の中に、トピックスというものがあましてその二つ目のところに、第46回審査委員会の資料についてというところがありますので、そこをクリックしていただきますと資料がございますので適宜ご参照いただければという風に思っております。

本日の委員の皆様の出席状況ですが、古谷委員が所用でご欠席となりますが、いずれの時間帯においても委員7名中6名のご出席であり、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会設置要綱第4条第2項に規定されている委員会開催要件である過半数に達しております。

続いて本日の資料の確認をさせていただきます。

配布資料として議事次第に加えて、資料1から3-4までがございます。ご確認いただいて、資料の不備等がございましたら事務局までお申し付けください。

本委員会のメンバーにつきましては資料1の名簿によりご紹介に代えさせていただきます。

○観光庁 平嶋次長

観光庁次長の平嶋でございます。

委員の先生方におかれましては、本日はご多忙の中、こちらの委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また日頃より観光行政に多大なご協力を頂いておりまして、厚く御礼申し上げます。

本日は竹内先生、山内先生、矢ヶ崎先生にこちらの会場でのご参加を頂いております。また朝岡先生、河島先生、樋口先生はオンラインからのご参加をいただいているところでございます。先ほどお話しがありましたように古谷先生は所用のためご欠席となっております。委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、IRは国際的なMICEビジネスを展開するとともに、長期滞在に対応した訪日外国人旅行を促進し、来訪客に国内各地を訪れていただくことにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するなど、観光立国の実現に向けた非常に重要な施策の一つでございます。

本日は大阪IRの認定区域整備計画の実施の状況の評価に関する委員会となります。実施状況評価は毎年度行うものとIR整備法において定められているところでございます。今回は令和5年4月に大阪IRの計画を認定いたしましてから初めての実施状況評価となります。

委員の先生方におかれましては、これまで評価のとりまとめに向けて事業者へのヒアリングやご議論を頂きました。本日は審査委員会としての評価結果のとりまとめをいただければと思います。

それでは本日も忌憚ないご意見を頂きますよう何卒よろしくお願いいたします。

○観光庁 阿部参事官

ありがとうございました。頭撮りはここまでとなりますので、プレスの方々のご退出をお願いできればと思います。なお、会議の様子については引き続きウェブから傍聴いただけますので、引き続き傍聴希望の方におかれましてはホームページに記載のURLを傍聴いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(報道関係者退室)

それでは以降の進行は竹内委員長にお願いしたいと思います。竹内委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○東京女子大学現代教養学部教授 竹内委員長

はい、竹内でございます。皆様お忙しいところ、どうも今日はありがとうございます。

では議事を進行してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、まずは私の方から経緯について簡単にご説明を申し上げたいと思います。

大阪の認定区域整備計画については本年度が初めての実施状況評価となります。昨年度の審査委員会で実施状況評価の進め方や報告様式の整理を行っており、今年度は大阪府より令和5年度の実施状況報告書が7月の12日に提出されたことを受けて、今月に入り、審査委員会においてこれまで2回に渡って実施状況の確認及び評価に向けた議論を行って参りました。

今月実施しました2回の委員会では、大阪府・市及びIR事業者へヒアリングを実施した他、実施状況評価書案について議論を行いました。これら2回の委員会については審査委員会において議論の内容が民間事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利害を害する恐れがあるということを確認、非公開で進めたところでございます。

また、現地の進捗状況について、私を含めて複数の審査委員で実際に夢洲に足を運んで確認をして参りました。

本日の委員会では、審査委員会として実施状況評価のとりまとめを行いたいと考えております。

では、本日の議事に進めていきたいと思っております。

まず議題の両括弧1になります。

事務局からの説明事項につきまして、まず事務局より実施状況評価のこれまでの経緯と今後の進め方、大阪府からの実施状況報告書の概要、これまでの審査委員会で行われたヒアリングや議論の概要、そして実施状況評価書案につきまして説明をお願いいたします。

2. 議題（1）事務局からの説明事項（実施状況評価について）

○観光庁 桑田調整官

事務局でございます。

それでは事務局よりまず資料3-1にて実施状況評価のこれまでの経緯と今後の進め方について説明いたします。

IR整備法第37条第2項に基づき、本年4月9日に令和5年度における大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の実施の状況について、認定都道府県である大阪府に対して報告を求めました。その後7月12日に大阪府から実施状況報告書の提出がございました。

こちら資料3-2が大阪府から提出がございました実施状況報告書となります。ホームページにて公表されている資料となりますが、後ほど概要については改めてご説明いたします。こちらの報告書を

受領後、実施状況評価に向けて審査委員会の委員の先生方にご報告し、各報告事項に対するコメント等をお出しいただきました。なお、大阪の区域整備計画の審査を行った際、オブザーバとしてご参加いただいた土壌、地盤、防災・減災対策の先生方にも資料をご確認いただいたところです。

その後、8月2日の審査委員会では実施状況報告に関して、審査委員会による大阪府・市及びIR事業者へのヒアリングを実施いたしました。そして、8月20日の審査委員会ではこれまでのやりとり等を踏まえた実施状況評価書案のたたき台について審査委員会でご議論いただきました。

本日の委員会では実施状況評価のとりまとめを行っていただければと考えております。

その後、審査委員会のとりまとめを踏まえ、関係行政機関への協議、IR推進本部への意見聴取を行う予定です。

そして、国土交通大臣において実施状況評価を決定し、大阪府への通知、評価結果の公表を予定しております。

続きまして、資料3-2は大阪府から提出された実施状況報告書となります。

先ほど申し上げましたが、こちらホームページに公表されている資料となり、時間も限られておりますので、概要を簡単に説明させていただきます。

まずIRの政策目標については(1)国際的なMICEビジネスを展開すること、(2)世界中から観光客を集めること、(3)来訪客を国内各地に送り出すことの3つですが、1ページから4ページが大阪IRについてのそれらの目標達成状況についての報告となります。目標達成に向けて成果目標が設定されている他、成果目標の設定の理由及び令和5年度の状況、令和5年度の状況についての要因分析等が記載されてございます。なお、大阪府からの報告においては、成果目標の設定についてIR開業、2030年秋頃予定となっておりますが、IR開業までの一定期間を要することから、基本的には設計・建設段階、開業の概ね3年前までとなります、開業準備段階、こちらは開業の概ね3年前から開業までとなります、及び運営段階、こちらは開業後の段階となります、の3つに分けて定めることとしたということで、令和5年度の実施状況報告では2030年秋頃のIR開業を目標に、令和7年春頃にIR建設工事の発注及び着手を行う他、IR事業工程に沿って着実にIR施設の設計及び建設を進めるということが成果目標となっております。

5ページ目からは、認定区域整備計画に基づく取組の状況についての報告となります。認定区域整備計画には要求基準19項目、評価基準25項目についての記載がございしますが、それら全ての項目について、項目毎に令和5年度の実施状況の報告が記載されている他、基本方針に定める国際競争力の

高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与など5つの項目についての成果目標と達成状況が記載されています。報告内容について、具体的には認定設置運営事業者、つまり大阪IR株式会社が実施した取組、当該取組に対する認定都道府県、つまり大阪府のことですが、認定都道府県からのコメント、また大阪府が実施した取組、翌年度以降の方向性等が記載されております。

令和5年度の大阪IRの主な取組としましては、金融機関との間での5,300億円の融資契約の締結や少数株主22者との間での1,270億円の株式引受契約の締結など契約や協定の締結を通じた事業実施体制の構築・強化、また各施設の設計や液状化対策工事への着手、ギャンブル等依存症相談支援アプリのリリースやギャンブル等依存症に対する実態の把握のための調査等のギャンブル等依存症対策の実施、また地域との関係構築に向けた複数回の説明会の実施や、経済団体や大学等での出前講座の開催等が確認できています。

また84ページからは認定条件に係る取組の状況についての実施状況報告となります。認定条件1「カジノ施設やIR全体の建築物のデザインについて、認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見が適切に反映されたものとなるよう今後の詳細設計・建設において十分留意すること。」につきましては、IR全体の建築物のデザインに関し、日本らしいデザインの強みをより感じられるような空間デザインとなるよう各建物の細かなしつらえ、仕上げ、デザイン、部材・色味等、また水や緑の配置や樹種等について工夫していくといった対応方針が示されておりまして、実際に令和5年度は日本らしさを表現することを重要なコンセプトの一部と定めた上での各IR施設の設計等への着手と言った取組を確認しております。

続きまして、認定条件2「特定複合観光施設区域の整備による効果の推計に関して、推計に用いる各種データ等の精緻化に取り組むとともに、その推計値の実現に向けた取組を着実に実施すること。また、国内来訪者が多数訪れる計画であることを踏まえ、特に外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客の実施に取り組むこと。」につきましては、推計に用いる各種データ等の精緻化を図っていくことや、推計値の実現に向け、MICE開催件数や消費額の増加に着実に取り組むといった対応方針が示されておりまして、令和5年度に関しましては、認定区域整備計画における推定の前提となる市場環境の予測に変更がないこと及び各種需要推計の見直しが必要となる事象が生じていないことの確認と外国人来訪客の集客に実績を有する観光事業者やコンテンツ事業者との意見交換や国内外の特長ある集客コンテンツの視察等を実施していることを確認してございます。

続きまして、認定条件 3 につきまして、「特定複合観光施設として長期的に安定した運営を確保するため、カジノ事業の収益を十分に非カジノ事業へ投資すること。また特定の国籍等客層に偏ることなく、幅広い来訪者が訪れるような集客の実現に取り組むこと。」につきましては、カジノ事業は未開業のため、令和 5 年度は特段の実施状況報告は無いですが、カジノ事業の収益等を活用し継続的に非カジノ施設やコンテンツの魅力の維持向上を図り、大阪 I R の持続的成長と国際競争力の維持、向上を図っていく旨、また魅力あるコンテンツの提供やマーケティング、プロモーション活動等の工夫を通じて幅広い来訪者が訪れるような集客の実現を図る旨の対応方針が示されております。

続きまして、認定条件 4 「特定複合観光施設区域における地盤沈下については、継続的に沈下量計測などのモニタリングを実施するとともに、想定以上の沈下が進行した場合などの対応について十分検討しておくこと。液状化対策については、今後の対策工法等の詳細及び対策範囲の確定に当たって不十分なものとならないよう検討すること。土壌汚染については、仮に今後新たな事象が判明した場合に備えて対応策を幅広く検討しておくこと。」につきましては、対応方針といたしましては、継続的な沈下状況の把握、液状化対策工事の実施、新たな土壌汚染等の不測の自体が生じた場合においても適切な対応ができるような連携体制の構築等々が示されておりました、令和 5 年度は実際に地盤沈下量の計測や液状化対策工法等に関する専門家会議のとりまとめ、液状化対策工事の着手といった取組を確認しております。

認定条件 5 「地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること。」につきましては、対応方針といたしまして、情報発信の内容の充実、工夫を図りながら、地域との双方向の対話の場を活用した理解促進の取組を実施し、地域との良好な関係構築に継続的に務めていくことが示されておりました、令和 5 年度の取組といたしましては、地域との双方向の対話の場として質疑応答のできる説明会を 5 回開催している他、大学等での出前講義の実施、ポスターやデジタルサイネージ等での情報発信等の取組を確認しております。

認定条件 6 「十分な依存防止対策のための措置を規定する特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）の制度趣旨を踏まえ、日本人の依存防止対策を始めとして実効性を持って取り組むこと。また、ギャンブル等依存が疑われる者の割合の調査を行い、その結果を踏まえ実行性のある依存防止対策を定期的に検証し、大阪府・大阪市及び設置運営事業者が連携・協力して必要な措置を適切に講ずること。」につきましては、大阪府・市は一体となって I R 事業者と連携・協力して、ギャンブル等依存症が疑われる者等の割合の低減を目指し、正面からギャンブル等依存症対策に取組、万全の

対策を講じていく旨、対応方針にて示されております。また、令和5年度に関しましては、令和5年3月に策定した第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、ギャンブル等依存症相談支援アプリのリリースやSNS相談、大阪依存症ホットラインの実施、困り事に応じて必要な情報提供等を行うAIチャットボットシステムの構築、仮称ですが大阪依存症センターの機能についての検討の実施など、特に認定都道府県である大阪府において様々な取組を実施していることを確認しております。

また、認定条件7「前各項に掲げるもののほか、魅力増進施設を始めとする各施設のコンテンツ等について日本らしさを求める意見など、認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見を十分に踏まえ、必要な充実を図りつつ区域整備計画の着実な実施及び適時必要な見直しを行うこと。」につきましては、日本らしさを打ち出したコンテンツ等の創出のほか、必要な充実を図り、着実に認定区域整備計画を実施していく方針が示されており、令和5年度においては魅力増進施設のコンテンツ等の創出にあたり民間事業者間で連携し、日本らしさの観点も踏まえたコンテンツの検討を開始した旨確認しております。

最後に、その他の事項といたしまして、昨年度発生した著作権等の権利処理に係る問題を踏まえ、令和5年度は大阪府・市、IR事業者において、研修等を通じた知的財産権の保護に対する意識の向上と教育の徹底を図るとともに、再発防止に向け第三者のアート作品の使用に係るプロセスの強化及び広報資料に使用する写真等の使用に係るプロセスの強化を実施しており、また翌年度以降も継続して取り組む旨を確認しております。

続きまして、資料3-3にてこれまでの大阪府・市、IR事業者へのヒアリングでの主な審査委員会からの質問・コメント、質疑やりとり等の内容について説明をさせていただきます。なお、既に公表している認定審査の際の資料と同様に民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると認められる情報につきましては黒塗りとしております旨あらかじめご了承ください。また、本資料もホームページにて公表させていただいておりますので、概要を簡単にいかいつまんで説明させていただきます。

まず1ページ目にご覧の通り、左側は側審査委員会からの質問やコメント等を記載しておりまして、右側が大阪府・市、IR事業者からの回答となっております。質問の順番につきましては、実施状況報告の内容の順番に合わせて整理をさせていただいております。

ヒアリングの内容につきましては1ページ目の中ですと、例えばですが、下から2行目において審査委員会から集客に関する戦略については開業3年前から開始ということであるが、MICEの誘致に関する戦略についても3年前から開始するということか、MICEの特性を活かして少し早めから動いても良いと思うというような指摘・質問をしてくださっておりまして、これに対して大阪からはご指摘の通りと理解していますと、またIR事業者として大阪府・市に選ばれる段階からMICE主催会社に接触しながら議論を進めていると、また今後は施設の開業時期を踏まえ、MICEの主催者との議論を継続し、3年という期間に関わらずMICE誘致を進めたいと回答がございました。このような形で委員の先生方からの質問と大阪府・市からの回答をまとめた資料になっております。

やりとりを資料に落とし込んでいますのみですので、審査委員会からどのようなご指摘ご質問があったかについて簡単に紹介させていただき、大阪府・市、IR事業者からの回答を読み上げる事はいたしませんので、恐縮ですが適宜資料をご参照いただければと思います。

まずは、4ページまで、目標の達成状況や要求基準についてですが、審査委員会からの質問・指摘事項に関しまして、例えば、進捗管理の方法についてや施設の設計の進捗状況、またターゲティングについて、関西以外への送客の戦略について、経済効果を高めるための富裕層の集客戦略について、契約の進捗状況について、カジノ収益の活用方策について、ギャンブル等依存症の実態の把握や反社会的勢力の排除について、また交通ネットワーク事業者との連携状況や融資契約や直接協定に関する事項について、組織体制の構築についてや今後の需要の変動リスク、どのような事業者と連携しているか等、様々な観点から取組の進捗状況等について審査委員会からご質問・ご指摘をいただいております。各項目につきまして、大阪サイドからすべての項目に記載の通り回答がございました。

また、5ページ目から10ページ目に関しましては、評価基準に関するやりとりになります。こちらも簡単に説明をさせていただきますと、審査委員会の先生方から、コンセプトが詳細設計にどのように関連しているか、MICE施設の優れたクオリティの例としてどのようなものがあげられるか、IR事業者の国際的なプレゼンスは大阪IRにどのように活かされるのか、またMICE誘致創出に向けた関係者の役割について、富裕層向けのコンテンツの検討着手時期について、交通事業者へのヒアリングについて、建設コストや金利上昇のリスクについて、業績下振れ時の財務の安定性について、また将来的な各社の財務指標に問題がないか、直接協定の規定についてや、テロ防止やセキュリティ関連の非自然災害の対応について、また将来的な保険の損保についてや、説明会での工夫について、ギャンブル等依存症対策の実態調査の回収率を上げる方法や、大阪依存症センターの検討状況につい

て、またギャンブル等依存症実態調査の結果の精緻化について等々審査委員会からご質問等をいただいております。大阪府・市、IR事業者からは記載の通り、令和5年度の取組やこれらの取組の方向性について回答がございました。

また11ページ、12ページは認定条件に関する質疑の主なものになりますが、こちら是非カジノ事業への投資の件や想定外の事態への対処について、SNSの活用や誤情報への対処、地域との関係構築の工夫、柔軟な対応の必要性等のやりとりがございました。

以上のヒアリングも踏まえまして、審査委員会でこれまで出た主なご意見等については次の通りです。

まず、実施状況評価に際し、認定時の審査委員会の指摘が適切に反映されていくことを確認することも重要であり、審査結果報告書の指摘の反映状況を確認するという視点も重要ではないか。

次に、財務の安定性から金融機関との融資契約や少数株主との株式引受契約の締結がなされたことは資金を確保し、事業を安定的に進められる点において評価できる。審査結果報告書で指摘した財務状況が悪化するリスクに備えては、計画に記載されている想定リスク状況の確認や建設コストの上昇への対策も行われていることが確認できた。引き続き、長期間にわたって安定的なIR事業が行われるよう、予測困難な事象が発生した場合等への対策も含め、取組を行っていくことが必要であると考ええる。

次に、今後に向けて審査結果報告書で指摘の通り、カジノ事業収益の活用の観点からカジノ事業の高い収益性を活用して、非カジノ事業への投資によるIR区域の魅力向上とカジノ事業以外の収益増加に向けた取組、幅広い来訪客が訪れるような集客の実現がされるよう事業を進めていただきたい。

またギャンブル等依存症対策については、特に大阪府において、依存症予防啓発ツールの作成や実態調査の実施等多くの取組が実施されており、一定の評価に値する。実態調査については、審査結果報告書で指摘の通り、今後PDCAサイクルを実行し、大阪府・市とIR事業者双方が割合低減の実現性を高めていくこと等が重要である。

また、その他初年度の取組としては前向きな評価ができるのではないかと考えます。今後、MICE誘致計画の実現のため取組強化や早期の誘致活動への着手、外国人来訪客増加に向けた取組を含め計画に沿ってしっかりと取り組んでいただきたい。

また、地域との良好な関係構築に向け、対話型説明会の開催等、地域との双方向の対話の場を設ける取組を実施していることが確認できた。引き続き審査結果報告書での指摘の通り地域との十分な対話の場を設け、懸念払拭を図る取組の場が必要である。

また、様々な取組に進捗が見られ、一定の評価ができる。特に専門家の意見を踏まえたうえでの、地盤改良工事に着手しており、具体的な進捗も見られる。審査結果報告書で指摘の通り、引き続き想定外の事態が起きた場合への対応や災害発生時における対策の具体化等、今後取組を進めることが重要である。

また、今後の今回の実施状況報告では設計に着手されていることが確認できたが、審査結果報告書デザインの具体の検討内容等についての言及は見受けられなかったため、今後認定審査における審査委員会からの意見を適切に反映しながら具体化を進めていただきたい。

最後に、昨年度の取組において審査結果報告書の指摘内容を大阪府・市とIR事業者が意識して取り組んでいる姿勢が確認できた。今後各施設のデザインや日本らしさを打ち出したコンテンツ等の創出などの具体化、各種推計値の精緻化及び推計値実現のための取組等、指摘内容のうち昨年度には具体的に見られなかった事項についても意識して、引き続き、計画に基づき着実に取組を進められたい。といったような議論がこれまで審査委員会で行われておりましたので、共有させていただきます。

以上ご説明申し上げて参りました、大阪府からの実施状況報告、大阪府・市、IR事業者へのヒアリング、審査委員の先生方からのコメントやこれまでの審査委員会での議論を踏まえました大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の令和5年度の実施状況評価書案につきましては、資料3-4の通りとなります。最後にこちらを説明させていただきます。

まず、評価書案2ページからになりますが、総合評価結果といたしまして、目標の達成状況につきましては読み上げで大変恐縮ですが、認定区域整備計画に記載した目標の達成に向けてより取組の実効性を高める観点から、取組に応じて複数の成果目標の設定と、その達成に向けた客観的な指標を用いた進捗状況の報告及び要因分析等を行うことも検討されたい。目標達成に向け、まずはIR開業に向けた各種取組を着実に進めることが重要であるとしております。

また、続きまして、認定区域整備計画に基づく取組の状況につきましては、区域整備計画認定以降、様々な状況の変化等があったが、引き続き、要求基準を充足していることを確認した。金融機関との融資契約の締結、少数株主22社との株式引受契約の締結、液状化対策工事への着手、ギャンブル等依存症対策の実施など、様々な取組に進捗が見られ、一定の評価はできる。IR開業に向けて認定区

域整備計画に基づき着実に取組を進めるとともに、認定時の審査委員会における指摘等が適切に今後の取組に反映されることを求める。としております。

認定条件に係る取組の状況につきまして、まず認定条件1に関しましてはこちらも読み上げさせていただきます。カジノ施設やIR全体の建築物のデザインについて、実施状況報告では設計の着手を確認した。認定審査における審査委員会の意見が適切に反映されたものとなるよう、今後の詳細設計・建設において十分留意すべきであるとしております。

認定条件2につきましては、推計値について、令和5年度取組としては推定の前提条件に変更がないことの確認に留まっているが、今後、推計に用いる各種データ等の精緻化及び認定区域整備計画に記載の推計値実現に向けた取組を着実に実施する意向を確認した。推計の精緻化とともに認定区域整備計画に記載の推計値実現のため外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客に向けた取組の具体化等が重要であるとしております。

認定条件3につきましては、カジノ事業は未開業のため現状特段の実施状況報告はないが、特定複合観光施設として長期的に安定した運営を確保するため、カジノ事業の収益を十分に非カジノ事業に投資することを求める。また、特定の国籍等客層に偏ることなく、幅広い来訪客が訪れるような集客の実現に取り組むことを求める。としております。

また、認定条件4につきましては、地盤沈下量の計測の実施、専門家意見を踏まえた液状化対策の工法検討及び対策工事への着手等の取組が確認できた。引き続き、必要な対策を図るとともに、不測の事態に備えて対応策を十分検討しておくことが必要であるとしております。

認定条件5につきましては、対話型説明会の開催など地域との双方向の対話の場を設ける取組を実施していること、及び、引き続き、工夫しながら地域との良好な関係に継続的に努める意向について確認できた。引き続き、各種取組を継続することが重要である。また、地域との良好な関係構築のためには、SNSを活用した期待感の醸成や、誤情報等が流布しないような措置を講じることも重要であるとしております。

認定条件6につきましては、第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、ギャンブル等依存が疑われる者等の割合の調査の実施や、依存症予防啓発ツールの作成など多くのギャンブル等依存症対策の取組が実施されていることが確認できた。ギャンブル等依存が疑われる者等の割合について、PDCAサイクルを実行し、大阪府・市とIR事業者双方が割合低減の実現性を高めていくことが重要であるとしております。

認定条件7につきましては、日本らしさを打ち出したコンテンツ等の創出のほか必要な充実を図っていく意向が確認できた。認定条件1～6に掲げるもののほか、認定審査における審査委員会の意見も十分に踏まえ、必要な充実を図りつつ区域整備計画の着実な実施及び日々変化する訪日外国人のニーズを捉えた必要な見直しを適時行うことが必要であるとしております。

最後にその他の事項といたしまして、昨年度発生した著作権等の権利処理に係る問題についての報告を踏まえまして、著作権等の権利処理に係る再発の防止実施について、大阪府・市とIR事業者における知的財産権の保護に関する確認プロセスの強化及び教育の徹底等の取組が確認できた。アーティスト等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を認識のうえ、再発防止を徹底するとともに、信頼イメージ回復に向けて引き続き適切な取組を継続することが重要であるとしております。

この、今申し上げた総合評価結果が基本方針に定めます審査委員会としての評価結果のとりまとめに位置づけられるものとなりまして、本日の委員会ではこの総合評価結果が決定されましたら、こちらを踏まえまして、法で定められた手続きを経て国土交通大臣が評価を決定することになります。

また、5ページ以降につきましては、実施状況報告にありました目標の達成状況、認定区域整備計画に基づく取組の状況、認定条件に係る取組の状況、その他の事項の各項目についても審査委員会からコメントを付しております。先ほど申し上げた総合評価結果はこれらのコメントを踏まえたものになっておりますため、要点は先程の説明と同様でございますため、簡単に概要を申し上げます。

まず6ページから9ページ目の目標達成状況につきましては、成果目標の設定の在り方や客観的指標を用いた進捗状況の報告等に関するコメントを記載させていただいておりまして、それ以降のページでは、認定区域整備計画に基づく取組の状況について、認定時の審査の際の審査委員会での議論の反映状況に関する内容や、要求基準を満たしていることを確認した旨、引き続き対応を求める点等に関するコメントを記載しております。

また、95ページ目以降につきましては、認定7条件について、各条件ごとに審査委員会からのコメントを記載しておりまして、こちらのコメントにつきましては、実施状況評価の内容と基本的に同じ内容のものとなっております。

最後に110ページ、111ページですが、その他として報告のあった著作権関係の再発防止案件についても、再発防止を徹底するとともに、信頼・イメージの回復に向けて、引き続き適切な取組を継続することが重要である旨コメントしております。

以上事務局からの説明となります。

2. 議題（2）評価結果のとりまとめ

○東京女子大学現代教養学部教授 竹内委員長

はい、ご説明ありがとうございました。それでは、事務局説明の質疑応答も含めて意見交換に移りたいと思います。

事務局の説明を受けて、大阪の実施状況報告書に対する実施状況評価書、今の段階では案ということですが、について何かご意見があればご発言を頂戴したいと思います。

まずは会場におられる委員の方からお話を伺いたと思いますので、まずは、では山内委員から願います。

○武蔵野大学経営学部特任教授 山内委員

はい、ありがとうございます。

これはですね、ここで随分議論して作り上げてきた結果ですので、内容について特に反対することではございません。よろしいかと思います。

それで所感というか感想を申し上げたいと思うんですけれども、やっぱりいろいろですね、様々な取組が進んでいるという風に思いましたそれを確認させていただきました。

それから、それをいかに加速していくかということが大事ではないかという風に思います。先ほどありましたように、実際私もですね現地にお邪魔していろいろ見せていただいて、特に沈下問題なんかはですね具体的に、それも含めてですね、今後加速していかれるなということを思っています。

それからですね、私の一つの感想であり、要求、なんというか思いなんですけれども、日本型のIRというのはカジノではないということが非常に重要な点とっております。これは統合型リゾートでありまして、法律にもですねそういった記載、そういった内容で法律が作られているという風に考えます。それで、それを具体化するのが要求水準であって、現時点でいうと認定条件ということになるわけですし、先ほど言いましたようにこれは今回の評価についてはですね、満たしているという風に思っておりますが、意図をですね、やっぱりしっかり汲んでこれからもそれを実現していただきたいという風に思います。日本の初めてのIRでありますので、ある意味では、これ、ある種のメルクマールということになるという風に思います。

規範となるようにですね、引き続きしっかりと取組を進めていただきたいという風に思っています。
以上です。

○東京女子大学現代教養学部教授 竹内委員長

はい、ありがとうございました。

では続いて矢ヶ崎委員からお願いできますでしょうか。

○東京女子大学現代教養学部教授 矢ヶ崎委員

はい、ありがとうございます。

私もこの評価案については様々な確認、対応、議論を含め、経てですね、ここまでまとめあげてきたものであると思いますので、異論の無いところになります。

ちょっとだけ期待を込めて申し上げたいと思いますけれども、まだ開業ということまでには、まだまだお時間はあるということなんですけれども、ぜひMICEの誘致であるとか、それからインバウンドのお客様の獲得であるとかそういったことに向けた施策等のようにですね、早めに取り組むことができるような取組については、ぜひ前もって計画的にあるいは戦略的に取り組んでいくという姿勢、こういうのが大事になってくるんですけれども、こういったこともお持ちだということも確認できたということであると考えております。

引き続き計画の実現性を高めるためにですね、計画的、戦略的そして長期の取組というものを続けてくださるようにご期待申し上げておきます。以上です。

○東京女子大学現代教養学部教授 竹内委員長

はい、ありがとうございました。

それでは会場の方は委員お二方ご発言を頂戴いたしましたので、今度はオンライン上で皆様から、委員の方々から質疑応答を含めたいろいろな意見をお伺いしたいと思います。

私の指名でよろしいでしょうか。朝岡委員からお願いいたします。

○明治大学商学部准教授 朝岡委員

はい、どうもありがとうございました。

先ほどいただいた総括でも触れていただいていたのですが、財務面においては、資金調達の確実性とそれから安定性の観点も含めて、様々な取組が行われまして、このことは一定の評価ができると思います。

ただ将来は常に不確実ですので、今後予測困難な事象が発生した場合等への対策も含めて、ぜひ引き続きしっかり取組を行うということを期待したいと思います。以上でございます。

○東京女子大学現代教養学部教授 竹内委員長

はい、ありがとうございます。

では続いて河島先生お願いできますでしょうか。

○同志社大学経済学部教授 河島委員

はい、大変なおまとめありがとうございました。

日本らしさを、このIRでは日本らしさを打ち出したコンテンツの創出等を図っていくということも大事な基軸の1つとなっております、それを図っていくという意向が確認できたこと、良かったと思います。今後さらにですね、日本の文化の魅力発信の観点も含めて、審査結果報告書の意見を踏まえながら各種取組がさらに加速していくことを期待しております。

それから8月に私は参加できなかったんですけども、委員の先生方現地の視察に行かれて、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。大変な大阪の暑さ、首都圏とはまた一段違う一段上のレベルの暑さだったのではないかと思いますけれども、この点、以前からプレゼンの時などにも委員の方から指摘がありまして、今日も少し触れていただけてますけれども、あのやはり日陰ですとかミストがあるとかそういった熱中症対策、暑さ対策の点ですね、屋外における暑さ対策については、くれぐれもぜひお願いしたいと思ってますので一言申し上げました。

ありがとうございました。

○東京女子大学現代教養学部教授 竹内委員長

はい、ありがとうございました。

最後になって恐縮でした、樋口委員お願いいたします。

○国立病院機構久里浜医療センター名誉院長 樋口委員

はい。ギャンブル等依存症の対策に関してですね、事務局から何回も説明があったとおり、様々な取組がなされて、進捗もみられてというようなことで、これは一定の評価ができるのではないかとこの風に考えます。

今後ですね、まだ開業までには時間があるんですけども、その前からですね引き続き取組の評価と、それから依存症の有病率の低減ですね、これ非常に重要と思いますけれども、この実現性を高めていくことを期待したいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○東京女子大学現代教養学部教授 竹内委員長

はい、ありがとうございました。

私も委員ですから最後にちょっと一言申し上げたいと思うんですけども、実施状況評価書案ですね、非常にタイトなものになりますけれども認定時の審査、それから審査結果報告書の内容に則した形の評価になっておまして、私は問題はないんじゃないかという風に思っております。

今後ですね、計画どおり着実に進めていっていただきたいということを願うところでございます。

ただその一方で訪日外国人のお客様は、やっぱりその時々でいろいろな日本に対する期待というのは変わると言うんですね。ですから、そういうような変わる訪日外国人観光客の方々の期待するものに応えるように臨機応変に対応することであつたりとか、社会環境も本当に不確実な状況ですから何があるか分かりません。そういうこともありますから様々な状況をですねしっかりと関知してアンテナを立ててですね、取組に反映して、より良いものに仕上げていただければありがたいという風に考えております。

はい、私からは以上でございますけれども、委員の方よろしいでしょうかね。

(他委員から発言無し)

はい、では皆様他にはないようでしたら、とりまとめの方に移りたいと思います。

各委員からのご意見を踏まえますとですね、令和5年度大阪IRの実施状況報告書においては認定初年度であるという事はありますけれども、大阪府・市とIR事業者において様々な取組が進められて

いるということが認められて、特にですね金融機関との融資契約等の締結による資金調達の確実性及び財務の安定性の強化や地盤対策工場の着手、幅広いギャンブル等依存症対策の実施等ですね、取組が多々見られます。ということもあるためにですね、全体として一定の評価が出来るのではないかと、いう風に認識をしております。

その一方で、審査結果報告書の指摘内容について大阪府・市とIR事業者が意識して今後取り組んでいくという姿勢は確認できますけども、今後さらなるですね具体的な対応・対策を求められるものもありますので、今後の取組の中で適宜反映をしつつ、引き続き計画に基づき着実に取組を進められたいという風に思います。

実施状況報告書案にはですね、こうしたことが盛り込まれておりまして、欠席委員である古谷委員からも異議はないというような旨を頂戴しております。確認済みでございます。先ほど皆様から頂いた意見でも特段反対意見等はなかったという風に思いますので、当委員会としての評価の結果とりまとめにつきまして、先ほど事務局から説明があった実施状況評価書の原案通りとしたいと思っておりますけれども、意義ございませんでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

はい、特にご異議の発言ないようですから、ありがとうございました。異議なしというように認めます。

よってですね、当委員会といたしましては、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画、令和5年度の実施状況評価書は原案通りとし、国土交通大臣へは事務局から報告をいただくようによろしくお願いをいたします。

本日用意されております議事は以上ということになりますけども、全体を通じてのご質問ご意見等あれば委員の方々お受けいたしますけどいかがでしょうか。

(他委員から発言無し)

よろしいですか。はい、それでは本日の議事は以上となっておりますので議事進行を事務局にお返しをいたします。

3. 閉会

竹内委員長ありがとうございました。

本日の資料等に関しまして、さらにご質問がありましたら事務局までご連絡いただければと思います。

閉会にあたりまして、事務局の方から連絡事項をお伝えさせていただきます。

本日とりまとめいただいた実施状況評価書については、事務方より大臣に報告した後、関係行政機関に協議を行い、IR推進本部への意見聴取を経た後、国土交通大臣において評価を決定し、大阪府への通知、公表を予定しております。

また、議事要旨その他の委員会資料等は観光庁のホームページにて公開を予定しております。

それでは、第46回の委員会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。